

福岡県指名競争入札参加者選定 委員会規程の一部改正について

平成6年7月27日
6管行第48号
総務部長依命通達

本 庁 各 課 長
廨 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長
人 事 委 員 会 事 務 局 長
地 方 労 働 委 員 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 長

福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程（昭和53年12月福岡県訓令第22号）の一部が別紙のとおり改正されたので、運用に当たっては、下記事項に留意の上、適正に事務処理を行ってください。

上記のとおり、命により通達します。

記

- 「福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程」の一部改正（別紙新旧対照表参照）
 - 各指名委員会において付議すべき事案を規定するに当たって、従来金額で直接規定していたものを、根拠を示すよう規定し直したこと。
 - 用語の統一を行うとともに、従来、解釈上曖昧であった部分等について、通達及び現在の運用の実態に合わせ条文の整備を行ったこと。
 - この規程の一部改正は公布の日（平成6年7月27日）から施行し、改正後の規定は、平成6年4月1日から適用するものであること。
- 福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程の運用について（昭和53年12月5日53管第509号総務部長依命通達）は、廃止する。

なお、次に掲げる事項については、従来どおりの事務処理を行うこと。

 - 報告事項

次に記載する事項に該当する場合は、規程の趣旨を逸脱し不統一とならないよう全体の統一性を図る必要から総務部長へ報告されたいこと。

なお、この場合廨にあっては本庁の主管課を経由し、本庁各課は部の主管課を経由すること。

ア 第2条の規定により指名委員会を設置し、その組織（内容、構成等）について定めるとき。

イ 第9条の規定により指名委員会の運営に関して必要な事項を定めるとき。
 - その他

指名委員会の委員長は、審議選定が終了したときは、指名表の下欄に出席委員名を記載の上押印するものとする。

なお、これらの文書の保管については、十分留意すること。

福岡県指名競争入札 参加者選定委員会規程

昭和53年12月5日
福岡県訓令第22号
最終改正 平成21年9月30日 福岡県訓令第15号

本 庁
財 務 担 当 所
福 岡 県 警 察 本 部
福 岡 県 教 育 庁
福 岡 県 監 査 委 員 事 務 局
福 岡 県 人 事 委 員 会 事 務 局
福 岡 県 労 働 委 員 会 事 務 局
福 岡 県 議 会 事 務 局

(趣旨)

第1条 この訓令は、福岡県指名競争入札参加者選定委員会（以下「指名委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 福岡県が施行する工事の請負について指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）を厳正かつ公平に選定するため、本庁及び財務担当所に指名委員会を設置する。

2 本庁の指名委員会は、特別指名委員会、部に付置する指名委員会及び課に付置する指名委員会とする。

3 指名委員会の庶務は、別表に定める課又は当該入札事務を所管する課において行う。

(付議すべき事案)

第3条 指名委員会に付議すべき事案は、次のとおりとする。

指名委員会の区分	付 議 す べ き 事 案
本庁の指名委員会	1 特別指名委員会は、議会の議決に付すべき契約条例（昭和39年福岡県条例第34号）により、議会の議決に付さなければならない工事請負契約に係る入札参加者の選定（原則として部に付置する指名委員会の審議を経るものとする。） 2 部に付置する指名委員会は、本庁の事前決裁を必要とする工事請負契約であって、部次長以上の専決事項とされているもののうち、1に掲げる以外のもにに係る入札参加者の選定 3 課に付置する指名委員会は、本庁の事前決裁を必要とする工事請負契約であって、課長専決事項とされているものに係る入札参加者の選定
財務担当所の指名委員会	福岡県事務委任規則（昭和40年福岡県規則第22号）の定めるところにより、財務担当所長に事前決裁が委任された工事請負契約に係る入札参加者の選定

(組織)

第4条 指名委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、次のとおりとする。

指名委員会の区分		委員長	副委員長	委員
本 庁 の 指 名 委 員 会	特別指名委員会	副知事	総務部長	農林水産部長、県土整備部長、建築都市部長及びその他委員長が指名する部長等
	部に付置するもの	部長	部次長又は局長	委員長が指名する関係課(室)長
	部に付置するもの(部次長又は局長が専決する契約について付議する場合)	部次長又は局長	委員長が指名する課長	委員長が指名する関係課(室)長及び職員
	課に付置するもの	課長	委員長が指名する副課長又は課長補佐	委員長が指名する関係課(室)長及び職員
財務担当所の指名委員会		財務担当所長	副所長(副所長が置かれていない財務担当所においては、副所長に相当する席次にある職員又は委員長が指名する課長)	委員長が指名する関係課(室)の課長及び職員

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、指名委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 指名委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 指名委員会は、委員(委員長及び副委員長を含む。第7条において同じ。)の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 指名委員会の議事は、委員長が、会議に諮って、決定する。

4 指名委員会は、その会議のため必要と認めるときは、当該事項に係る事務を所掌する職員に対し、その出席及び資料の提出を求めることができる。

(回議)

第7条 第3条に掲げる事案であって、委員長が急施を要し、指名委員会に付議する暇がないと認めるとき又は指名委員会を開催することができないと認めるときは、過半数の委員に回議し委員長が決定することをもって前条の会議に代えることができる。

(準用)

第8条 第3条の規定は、物品の購入、委託その他の契約について準用する。この場合において、同条中「工事請負契約」とあるのは「物品の購入、委託その他の契約」と読み替えるものとする。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、指名委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が指名委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 福岡県県庁舎建設工事に係る入札参加者の選定については、なお従前の例による。

附 則 (昭和55年5月10日訓令第5号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年5月27日訓令第7号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年10月31日訓令第10号)
この訓令は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則 (平成5年8月9日訓令第11号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年7月27日訓令第10号)
この訓令は、公布の日から施行し、改正後の福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年9月2日訓令第19号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日訓令第8号)
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月30日訓令第15号)
この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

別表(第2条)

1 本庁

名 称	庶務担当課(室)
特別指名委員会	事案提出課(室)
農林水産部指名委員会	農林水産部農山漁村振興課
県土整備部指名委員会	県土整備部企画交通課
建築都市部指名委員会	建築都市部建築都市総務課

2 財務担当所

名 称	庶務担当課(室)
(福岡、朝倉、八幡、飯塚、筑後、行橋) 農林事務所指名委員会	(福岡、朝倉、八幡、飯塚、筑後、行橋) 農林事務所総務課
福岡県筑後川水系農地開発事務所指名委員会	福岡県筑後川水系農地開発事務所総務課
(福岡、久留米、南筑後、直方、京築、朝倉、八女、北九州、田川、飯塚、那珂)県土整備事務所指名委員会	(福岡、久留米、南筑後、直方、京築、朝倉、八女、北九州、田川、飯塚、那珂)県土整備事務所総務課